



平成18年5月30日

各 位

住 所 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
会 社 名 日本管財株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 福田 武
(コード番号9728 東証・大証第一部)
お問い合わせ先 責任者役職氏名 取締役管理部長 小南 博司
電 話 番 号 (0798) 35-2200

(訂正) 定款の一部変更に関するお知らせの訂正について

当社は、平成18年5月22日に発表いたしました、「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、その内容の一部を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 訂正箇所及び訂正内容（網掛け部分は訂正箇所を示します）。

現 行 定 款	変 更 案
<p><訂正前> (議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p><訂正後> (議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><訂正前> (任 期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度の最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p><訂正後> (任 期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<訂正前> (新 設)	<p>(取締役決議の省略)</p> <p>第28条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>
<訂正後> (新 設)	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>

以 上